

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(奄美大島森林計画区)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

九州森林管理局

(案)

第4次地域管理経営計画書

(奄美大島森林計画区)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

九州森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にすることを通じて、新規借入金に依存する体質から脱却するとともに、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

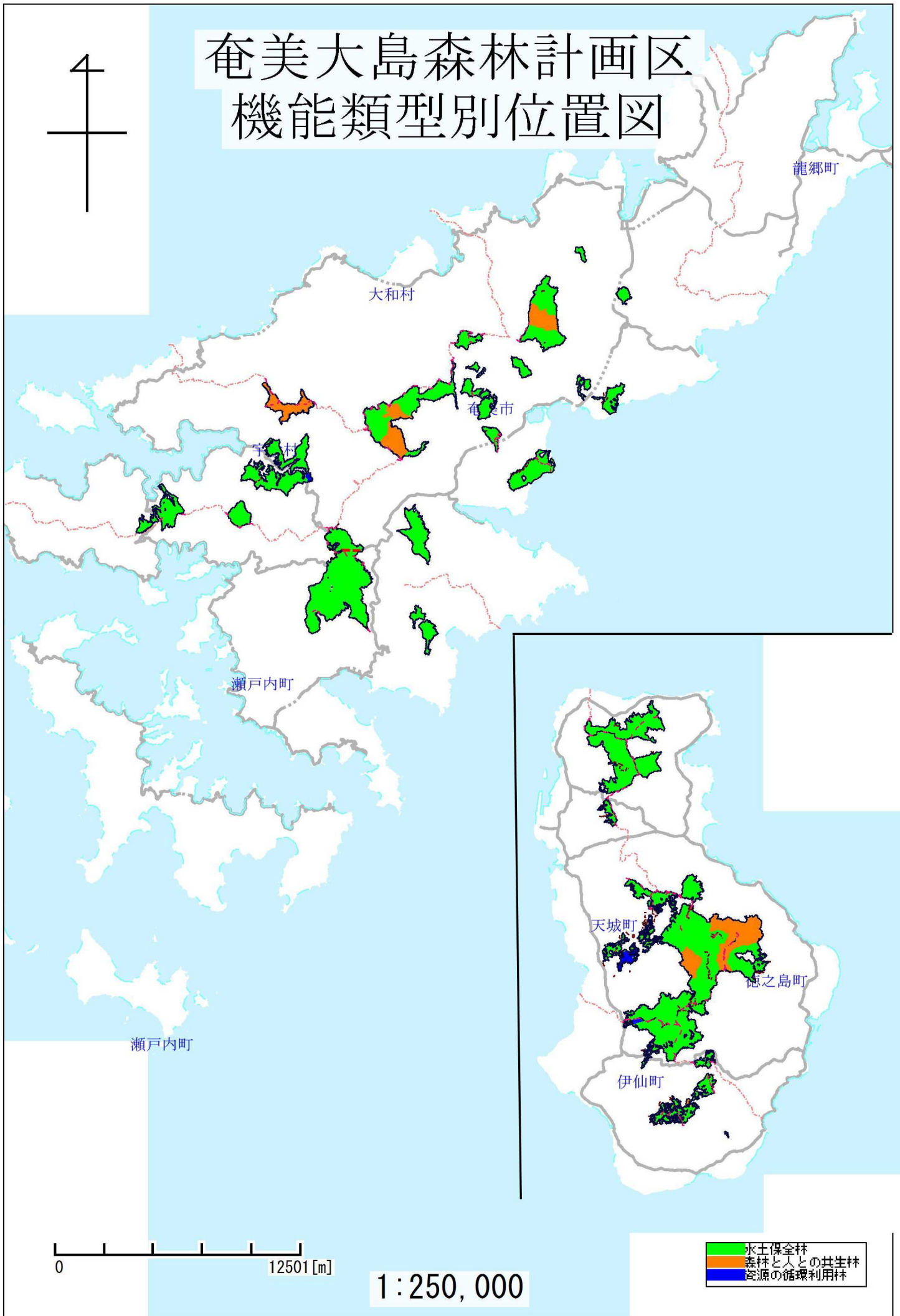
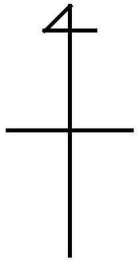
このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化と適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、これまでの成果の上に立って、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していくこととする。

このため、平成20年12月に、全国レベルにおける今後10年間の国有林野の管理経営に関する基本的な事項について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条の規定に基づき、農林水産大臣があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画（計画期間：平成21年4月1日～平成31年3月31日）として定めたところである。

本計画は、同法第6条の規定に基づき、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の奄美大島森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、奄美大島森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。

奄美大島森林計画区 機能類型別位置図



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
	(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
	(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	2
	① 水土保全林に関する事項	2
	② 森林と人との共生林に関する事項	3
	③ 資源の循環利用林に関する事項	3
	④ その他	4
	(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	4
	(4) 主要事業の実施に関する事項	4
	① 伐採総量	5
	② 更新総量	5
	③ 保育総量	5
	④ 林道の開設及び改良の総量	5
	⑤ 治山総量	5
	(5) 持続可能な森林経営に関する事項	6
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	7
	(1) 巡視に関する事項	7
	(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	7
	(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	7
	(4) その他必要な事項	8
3	林産物の供給に関する事項	8
	(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	8
	(2) その他必要な事項	8
4	国有林野の活用に関する事項	8
	(1) 国有林野の活用の推進方針	8
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	8
	(3) その他必要な事項	9
5	国民の参加による森林の整備に関する事項	9
	(1) 国民参加の森林に関する事項	9
	(2) 分収林に関する事項	9
	(3) その他必要な事項	9
6	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	9
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	9
	(2) 地域の振興に関する事項	9

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、奄美大島森林計画区を管轄区域とする国有林野8,130ha(不要存置林野209haを含む。)であり、奄美群島(奄美大島、喜界島、加計呂麻島、請島、与呂島、徳之島、沖永良部島、与論島)で構成する離島地域であるが、奄美大島、徳之島以外の島には、国有林は存在しない。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が1,501ha(育成単層林1,400ha、育成複層林101ha)、天然生林が6,232haとなっており、主な樹種としては針葉樹はリュウキュウマツ、スギ、広葉樹ではシイ類、カシ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林809ha、針広混交林1,125ha、広葉樹林5,799haとなっている。

国有林の大部分は、スダジイなどの広葉樹が生育する天然林で、その多くは水源かん養保安林で保安林全体の96%に達し、地域住民の水瓶として重要な役割を担っている。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、本計画区の国有林野を山地災害の防止や水源のかん養を目的とする「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの目的に応じて管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 奄美大島地区(201～230林班)

標高0～700mで本島の中央から南部に位置し、一年を通して温暖多雨な亜熱帯海洋性気候であるため、土壌は腐植に乏しい赤黄色土である。表土が浅く台風が多いことなどから、スギ、ヒノキの生育に適さず人工林率は20%と低位である。林相はスダジイ、イスノキ、イジュ等の天然広葉樹が主体であり、一部ではリュウキュウマツを主体とする混交林で構成されている。大部分が下流域住民の水源林として水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保全林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、神屋国有林の一部及び湯湾岳頂上付近の上大久保国有林の大部分は天然記念物に指定されており、更に、金作原国有林の一部は保健保安林に指定されている。

このため、これらの地区は、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 徳之島地区(231～261林班)

標高100～650mで徳之島町、天城町、伊仙町にまたがって位置し、全般的に褶曲の多い地域であり、表土が浅く腐植に乏しい。林相はリュウキュウマツ、オキナワウラジロガシ、スダジイを主体とする天然林である。

剥岳から井之川岳周辺は奄美群島国立公園特別保護地区に指定されており、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、赤畑、伊仙、検福国有林は地元集落の水源地となっており、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他の安全で快適な生活環境等の保全・形成に資する機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

(ア) 土砂の流出・崩壊、落石等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分については、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

(イ) 風害、飛砂等の気象害による環境の悪化の防備を目的とする林分については、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林を整備の目標として管理経営を行うこととする。

水土保持林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
本 計 画	2,962	3,925	6,887
前 計 画	2,963	3,927	6,890

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

なお、自然維持タイプの森林のうち、原生的な森林生態系からなる森林や貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等を保護林として選定することとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場や優れた景観の提供及び都市又はその周辺の風致の維持に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
本計画	951	265	—	—	951
前計画	951	265	—	—	951

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、特に、木材等生産機能を増進させる必要のある森林であり、生産目標等に応じた形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産することを目的として管理経営を行うこととする。

また、スギ・ヒノキ人工林については、公益的機能の確保、齢級構成の平準化及び価値成長の増大による採算性の確保等を図るとともに、地域の木材需要の動向を踏まえた管理経営を行うこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
本計画	37	46	84
前計画	39	47	86

注：計は四捨五入の関係で内訳の合計と一致しない。

④ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型			公益的機能別施業森林			
			水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
水土保全林	国	土砂流出崩壊防備	○	○		
	土	気象災害防備（飛砂、風害、潮害、雪害、霧害等の気象害の防備）	○	○	○	
	保					
	全	生活環境保全（防音や大気浄化による生活環境の保全）	○		○	
タイプ	水源涵養タイプ	○				
森林と人の共生林		自然維持タイプ	○	○		○
		森林空間利用タイプ	○	○		○
資源の循環利用林			○			

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

流域管理システムの推進については、第4次国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施や一層の民有林関係者との連携を図ること等により、国有林が先導的・積極的に次のことに取り組むこととする。

- ① 奄美大島流域森林・林業活性化協議会等へ積極的に参加し、国有林における管理経営に関する情報を提供するとともに、地域の森林整備についての課題やニーズの把握に努める。
- ② 民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体の育成に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育、林道及び治山の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備す

ることとする。また、治山事業については、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に計画的に推進することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	—	6,000 (65)	6,000
前 計 画	—	6,300 (92)	6,300

注：() 書きは、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
本 計 画	—	—	—
前 計 画	—	—	—

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	—	—	—	—	—
前 計 画	—	—	5	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路 線 数	延長(m)	箇 所 数	延長(m)
本 計 画	—	—	4	7,000
前 計 画	1	500	5	1,400

⑤ 治山総量

区 分	保安林整備(ha)	保全施設(箇所)
本 計 画	10	7
前 計 画	14	13

(5) 持続可能な森林経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組み被害防除対策を実施する。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進

や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

③ 希少野生動植物種保護管理

本島地区には、国内希少野生動植物種のオーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、アマミノクロウサギなどが生息していることから、生息環境の維持・保全を図るための巡視を行うこととする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図って

いくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
林 木 遺 伝 資 源 保 存 林	3	265
総 数	3	265

② 緑の回廊

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組を推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源のかん養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国有林材の需要・販路の拡大に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、立木販売により間伐材の利用促進に努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区内の国有林に隣接して、農用地の開発とそれに伴う農道の開設等が進められており、こうした地域の振興に資するための国有林の活用には、自然環境の保護や自然景観の維持に配慮しつつ、積極的に対応していくこととする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付け又は売払い等

によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により持続的に体験活動が出来る「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。

② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。

③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(案)

第4次国有林野施業実施計画書

(奄美大島森林計画区)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別面積等	1
	(3) 水土保持林（水源かん養タイプ）の施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 資源の循環利用林における生産群別の面積等	2
	(5) 資源の循環利用林における標準伐採量	2
	(6) 伐採総量	3
	(7) 更新総量	4
	(8) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	5
4	治山に関する事項	6
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	6
	(1) 保護林の名称及び区域	6
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	6
6	レクリエーションの森の名称及び区域	7
7	その他必要な事項	7
	(1) 施業指標林、試験地等	7
	(2) フィールドの提供	7
	(3) その他	7

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ長伐期	175.11	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	アカマツ長伐期	984.18	同上	80
	保護樹帯	423.75	被害木等について択伐を行う	60
	天然林長伐期	72.46	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	2,206.89	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
施業群設定外		—		
合計		3,862.39		

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水土保持林（水源かん養タイプ）の施業群別の上限伐採面積
 (単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ長伐期	8
アカマツ長伐期	61
保護樹帯	35
天然林長伐期	3
天然林広葉樹	315

(4) 資源の循環利用林における生産群別の面積等

(単位：ha)

生産群		面積	生産目標等	伐期齢等
生産群	アカマツ中径材	29.74	建築材(梁材)(30cm)	45
	天然林広葉樹	6.84	パルプ材(10cm上)	35
生産群設定外		-		
合計		36.58		

(5) 資源の循環利用林における標準伐採量

本計画区の資源の循環利用林が僅少であり、標準伐採量は定めない。

なお、伐採量、伐採方法の決定に当たっては、将来の木材生産の保続に支障を及ぼさないよう配慮した。

(6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林			地		林地以外	合 計	
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計			
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	-	-	-	2,199	6,000	-	6,000	
	水 源 か ん 養 タ イ プ	スギ長伐期	-	3,147					3,147
		アカマツ長伐期	-	639					639
		天然林長伐期	-	15					15
		小 計	-	3,801 (65)					3,801
計	-	3,801 (65)	3,801						
森 の 林 共 と 生 人 林 と	自然維持タイプ	-	- (-)	-					
	森林空間利用タイプ	-	- (-)	-					
	計	-	- (-)	-					
資 源 の 循 環 利 用 林									
	計	-	- (-)	-	-	-	-	-	
合 計		-	3,801 (65)	3,801	2,199	6,000	-	6,000	
年 平 均		-	760 (13)	760	440	1,200	-	1,200	

注 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
奄美市	—	982	982				
瀬戸内町	—	2,180	2,180				
徳之島町	—	431	431				
天城町	—	208	208				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(7) 更新総量

(単位：ha)

区 分		水 土 保 全 林			森 林 と 人 と の 共 生 林			資源の 循 環 利 用 林	合計
		国土保全 タイプ	水源かん 養タイプ	計	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	計		
人 工 造 林	単層林 造 成	—	—	—	—	—	—	—	—
	複層林 造 成	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—
天 然 更 新	天然下種 第1類	—	—	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第2類	—	—	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—	—	—

(8) 保育総量

(単位：ha)

区 分		水 土 保 全 林			森 林 と 人 と の 共 生 林			資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
		国 土 保 全 タ イ プ	水 源 かん 養 タ イ プ	計	自 然 維 持 タ イ プ	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	計		
保 育	下 刈	-	-	-	-	-	-	-	-
	つる切	-	-	-	-	-	-	-	-
	除 伐	-	-	-	-	-	-	-	-
	枝 打	-	-	-	-	-	-	-	-
	ぼう芽 整 理	-	-	-	-	-	-	-	-

3 林道の整備に関する事項

基 幹 その他別	開 設 改 良 別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
基 幹	改 良	剥岳林道	245、246	1,000	舗 装
		三京林道	244	1,500	舗 装 外
その他	改 良	八津野林道ナン川支線	219	3,000	舗 装
		三京林道三京支線	241、242	1,500	舗 装 外
計	開 設			-	-
	改 良			7,000	4箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
202、203、217、218	保安林の整備	その他	10 ha
203、210	保 全 施 設	山腹工	2 箇所
210、211、221、242、245	〃	溪間工	5 箇所
計	保安林の整備		10 ha
	保 全 施 設		7 箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	新設 ・ 既設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
林 木 遺 伝 資 源 保 存 林	三京岳	既設	98.83	2 4 3い	オキナワウラジロガシ、スダジイ、イスノキの遺伝資源保存のため
	神 屋	既設	160.96	2 1 1い、イ 2 1 2う、イ 2 1 3い	イジュ、スダジイ、イスノキの遺伝資源保存のため
	面 縄	既設	5.28	2 5 3ほ	リュウキュウマツの遺伝資源保存のため

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	新設 ・ 既設	延長	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選 定 理 由	備 考
	該当なし					

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
	該当なし				

(2) フィールドの提供

対象地 (林小班)	設定の目的	備 考
252い～わ	遊々の森	伊仙町「カムイヤキの森」 平成17年3月

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置 (林小班)	面積(ha)	施業方法
該当なし		

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

